

令和3年度事業報告書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

第1 法人の概要

1 設立年月日及び経緯

平成2年9月25日「財団法人群馬県暴力追放県民会議」として設立、平成22年9月1日新公益財団法人に移行し、「公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター」に名称変更した。

2 定款に定める目的

暴力追放に対する県民意識の高揚を図るとともに、地域及び職域における暴力追放活動の推進によって安全で安心な地域社会を実現し、もって公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

3 事業内容

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第1項の「都道府県暴力追放運動推進センター」として、同法第32条の3第2項に定める事業等を定款に掲げ推進している。

4 所管行政庁

群馬県

5 会員の状況

会員数1,438〔団体160、一般1,278〕

6 事務所の所在地

前橋市江田町448番地の11 群馬県警察本部江田町庁舎内

7 役員等に関する事項

- (1) 理事 8名〔代表理事3名（理事長、副理事長、専務理事）、理事5名〕
- (2) 監事 2名
- (3) 評議員10名〔評議員会長1名、評議員9名〕

8 職員等（常勤理事を含む）に関する事項

4名〔常勤理事1名、事務局長1名、事務局員1名、嘱託職員1名〕

9 沿革及び許認可等に関する事項

- ・ 平成2年9月25日、財団法人として設立許可され、同年10月1日、設立登記をした。
- ・ 平成4年7月22日、群馬県公安委員会から「群馬県暴力追放運動推進センター」に指定された。
- ・ 平成4年12月9日、特定公益増進法人の認定を受けた。（以後2年ごとに更新）
- ・ 平成22年6月1日、行政庁群馬県知事に対し「公益財団法人群馬県暴力追放運

動推進センター」に移行認定申請をした。

- ・ 平成22年8月25日、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターへの移行認定がなされた。
- ・ 平成22年9月1日、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターへ移行登記を完了、同日付けをもって財団法人群馬県暴力追放県民会議を解散した。
- ・ 平成25年10月24日、国家公安委員会から「適格都道府県センター」としての認定がなされた。

第2 事業の実施結果

暴力団の資金獲得活動は、覚醒剤、賭博等の従来型手段に加えて、暴力を背景として企業活動や行政行為への不当介入や、特殊詐欺、新型コロナウイルスに伴う公的給付金詐欺に関与するなどその時々々の社会経済情勢に応じて多様化している。

当法人としては、こうした情勢を踏まえ「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を利用しない」＋「暴力団と交際しない」の暴力団追放三ない運動＋1を広く県民に定着させることを中心に、警察、弁護士会等と緊密な連携を図りつつ、定款に定める所定の事業を着実に推進した。

1 普及・広報（公益目的事業その1）

(1) 暴力追放広報・啓発資料の作成と配布

ア 暴力追放小冊子等の配布

「暴力団対策資料」、「企業・行政対象暴力の現状と対策」、「暴追ポスター」、「暴追クリアファイル」等を責任者講習受講者及び賛助会員等に配布した。

イ 「暴追ぐんま」の発行

機関誌「暴追ぐんま」をより現実的な素材によって編集の上、年2回夏号（8月）と新春号（1月）を発行し、会員、関係機関・団体等に配布し、反社会的勢力の動向とその対策の周知を図った。

ウ 不当要求対応メモ帳、卓上カレンダー、ティッシュ等の配布

不当要求対応要領を掲載した「メモ帳」や、暴力団追放の「卓上カレンダー」、「ボックスティッシュ」等を会員や相談者等に配布した。

(2) メディアを活用した広報・啓発活動

新聞、FM放送等の広報媒体を活用し、相談委員・弁護士による無料相談の開設、民事介入暴力1日無料相談所開設等の利用を広く県民に呼びかけた。

(3) 視聴覚教材の活用と整備

暴力団等による不当要求の手口、その対応要領等をドラマ化した視聴覚教材（DVD）の整備を充実し、不当要求防止責任者講習会での上映、各事業所で行われる職場教養の教材としての貸出等、その活用を図った。

(4) 行政対象暴力対策の推進

暴力団をはじめとする反社会的勢力は、行政機関がもつ指導・監督権限を不当に

行使させて、これを資金獲得の手段とすべく公共団体やその職員に義務なき行為を要求する傾向を強めている。

こうした情勢に対応するため、国・県及び市町村の各機関の総務・渉外担当者と反社会的勢力に関する情報交換に努めるとともに、国の出先機関や県職員をはじめ市・町職員等に対する不当要求防止責任者講習会の開催・受講を提唱し、行政対象暴力対策を推進した。

(5) ホームページの更新と活用

当法人の公開情報、不当要求防止責任者講習会の開催日程・無料相談所開設等の案内を更新し、迅速な暴力追放広報・啓発活動を推進した。

(6) 暴力団追放県民大会の開催

10月8日（金）群馬会館ホールにおいて、群馬県、群馬県警察、群馬県防犯協会、群馬県地域安全活動推進協議会連合会との共催により、「令和3年全国地域安全運動及び暴力団追放群馬県大会」の開催を予定していたが、新型コロナウイルスの蔓延により開催を中止した。

2 相談・支援（公益目的事業その2）

(1) 暴力団員による不当な行為に関する相談への対応事業

ア 暴力追放相談委員の委嘱と連携

4月1日付けで委嘱した16名の暴力追放相談委員（以下「相談委員」という。）と連携し、相談業務を推進した。

イ 相談活動

相談委員による常設相談窓口の開設や事業所等訪問による相談活動・群馬弁護士会との連携による無料相談所の開設により、暴力団等に絡む県民からの相談に対応し解決に努めた。

- ・ 相談受理件数 70件

(ア) 常設相談窓口（相談委員対応）

- ・ 相談受理件数 69件

(イ) 弁護士無料相談

○ 定例相談（弁護士・相談委員対応）

- ・ 開設日：毎月第2木曜日（祝日の場合は翌週の木曜日）に実施
- ・ 相談場所：暴追センター相談室（警察本部江田町庁舎2階）
- ・ 相談受理件数 0件

○ 民事介入暴力一日無料相談所（弁護士・県警・相談委員対応）

弁護士無料相談所の開設

開設日	開設場所	相談受理件数
9月30日(木)	太田商工会議所	0件
10月5日(火)	渋川公民館	0件

10月11日(月)	高崎商工会議所	1件
10月18日(月)	伊勢崎市文化会館	0件

- ・ 相談受理総件数 1件

(ウ) 事業所等訪問相談活動

相談委員が各企業等を直接訪問し(累計1,580件)、暴力団の不当要求等に関する情報の収集に努めながら暴力団等への対応方法の助言活動を行った。

- ・ 相談件数 0件(賛助会員入会手続は相談外とした)

(2) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動事業

少年指導委員等に対する暴力団情報の提供、各地域・職域で開催する暴迫研修会及び相談活動等の機会を捉えながら、少年に対する暴力団の影響等についての啓蒙活動を行った。

(3) 暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動事業

ア 相談窓口の設置

暴力団からの離脱を促進するため、相談専用電話(027-254-1100)の広報並びに離脱相談に対応することとしたが、離脱者からの相談はなく、離脱者受入企業からの登録相談があった。

- ・ 相談受理件数1件

イ 暴力団離脱者の就労支援活動

社会復帰している元暴力団員に対する継続的なケア活動を実施した。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する民間の自主的な組織活動の支援事業

ア 各地域の暴力追放(排除)推進協議会との連携

各地域の暴力追放(排除)推進協議会と恒常的に連携し、情報交換をはじめ、暴力追放のぼり旗・プラカード、たすき、腕章等資器材の貸出、暴力追放資料の提供及び講演依頼への対応等、それぞれの地域実態に即した暴排活動を展開した。

- 暴迫資器材等の貸出・提供：8団体、9回

イ 地区縁切り同盟との連携

県内で発足した

- ・ 平成25年度 草津湯の町みかじめ料等縁切り同盟
- ・ 平成25年度 中之条町みかじめ料等縁切り同盟
- ・ 令和元年度 みなかみ町みかじめ料等縁切り同盟

については、総会開催の準備をしたが、新型コロナウイルス蔓延の影響により、いずれも文書による開催となったことから資料を提供した。

ウ 職域暴力追放団体との連携

新型コロナウイルスの蔓延に伴い、各種会議や研修会は中止又は書面開催となったが、職域暴迫団体と連携を図りながら、情勢や資料の提供等業種に応じた暴迫活動を推進した。

職域団体への会議・研修会への出席：6回（書面開催3回）

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項第8号が規定する不当要求情報管理機関への業務支援

不当要求情報管理機関（桐生競艇場、証券業協会）に対して、暴力団情報の提供等の業務支援を行った。

- (6) 暴力団員による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救済及び保護活動事業

暴力団犯罪被害者に対する支援事業について、不当要求防止責任者講習や各種会議等をとらえて広報活動を展開するとともに、暴力団犯罪にかかる損害賠償請求に伴う訴訟費用の無利子貸付制度の活用促進を図るため、暴追センター紹介パンフレット等を活用し広報に努めた。なお見舞金の支給及び訴訟費用等の貸付はなかった。

3 調査・資料収集（公益目的事業その3）

全国では、最大勢力だった六代目山口組の分裂がすすみ、神戸山口組が派生、その神戸山口組から任侠山口組（現絆會）が分裂、更に神戸山口組から池田組（本部：岡山県）が分裂し、それぞれが暴力団対策法の対象団体として指定された。また、県内では六代目山口組関係団体組員の射殺事件や数団体に関与すると認められる発砲事件の発生がみられ、付近住民の生活の平穏が害されている。

こうした情勢に対応するためには、それぞれの暴力追放機関及び関係機関が広範な情報を収集のうえ、これを共有することが不可欠であるが、新型コロナウイルス蔓延に伴い、いずれもインターネットによるリモート会議や書面開催により、研修会等を実施した。

- (1) 全国暴力追放運動推進センター関連の会議、研修会での情報交換

- 相談委員・責任者講習担当者研修会（リモート開催）
- 専務理事・事務局長等研修会（リモート開催）
- 関東管区内暴追センター連絡協議会（書面開催）

- (2) 弁護士会との連携

民事絡みの不当要求行為等に適切に対応するため、弁護士会（民暴委員会）との緊密な連携に努めた。

- 関東弁護士連合会民暴研修会（リモート開催）
- 民事介入暴力対策全国拡大協議会愛知大会（リモート開催）
- 民事介入暴力対策栃木大会（リモート開催）

- (3) 行政機関相談窓口等との連携

新型コロナウイルスの蔓延に伴い、各種行政機関相談窓口等の会議・研修会は中止となったが、書面開催された県民相談相互支援ネットワーク連絡会議、群馬県犯罪被害者等支援連絡協議会に参加、その他国・県・市町村との行政窓口等と連携した活動を展開した。

4 表彰（公益目的事業その4）

暴力追放活動功労者（団体）の表彰

暴力追放活動に功労のあった個人（4名）及び団体（4団体）に対して表彰した。

5 普及・育成（公益目的事業その5）

(1) 少年指導委員研修会の実施

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が規定する少年指導委員を対象とした研修会に講師として出席し、講義を実施した。

(2) 不当要求防止責任者講習の実施

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が規定する事業者等の責任者に対して不当要求防止責任者講習事業を実施した。

講習会：32回 受講者総数：1,013名

第3 管理部門に関する事項

1 評議員会・理事会の開催

(1) 評議員会

○ 令和3年6月16日（水）、群馬県庁昭和庁舎において評議員会を開催し、令和2年度事業結果及び収支決算等について持ち回り評議員会を開催し、議決・承認した。

(2) 理事会

○ 令和3年5月26日（水）、令和2年度事業結果及び収支決算等について持ち回り理事会を開催し、議決・承認した。

○ 令和3年5月28日（金）、群馬県議会議長に就任した井田泉氏への顧問選任（委嘱）について持ち回り理事会を開催し、議決・承認した。

○ 令和4年3月24日（木）、群馬県庁昭和庁舎において、令和4年度事業計画及び収支予算等について議決・承認した。

2 財政基盤の拡充

不当要求防止責任者講習会や事業所訪問等の機会をとらえ、当センターへの理解と協力を求め、会員継続と新規賛助会員の加入活動を推進した。